

〈所得金額の計算方法〉

個人住民税における所得金額の計算方法	
所得の種類	所得の計算方法
利子所得 (公債、社債、預貯金等の利子)	収入金額
配当所得 (株式や出資の配当等)	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
不動産所得 (地代、家賃、権利金等)	収入金額－必要経費
事業所得 (事業をしている場合に生じる所得)	収入金額－必要経費
給与所得 (サラリーマンの給料等)	収入金額－給与所得控除額※1
退職所得 (退職金、一時恩給等)	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得 (山を売った場合に生じる所得)	収入金額－必要経費－特別控除額 (最高50万円)
譲渡所得 (土地等の財産を売った場合に生じる所得)	収入金額－資産の取得額等の経費－特別控除額 (最高50万円)
一時所得 (生命保険の満期返戻金等)	収入金額－必要経費－特別控除額 (最高50万円)
雑所得 (公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得)	① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額※2 ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

《非課税所得》

- ・障害年金や遺族年金
- ・雇用保険の失業給付金
- ・生活保護の給付金
- ・通勤手当(ただし限度あり) など

〈所得金額の計算方法〉

※1 給与所得控除額

※令和2年分以降

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
0円 ～ 1,625,000円	550,000円
1,625,001円 ～ 1,800,000円	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円 ～ 3,600,000円	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円 ～ 6,600,000円	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円 ～ 8,500,000円	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。

〈所得金額の計算方法〉

※2 公的年金等控除額

● 65歳以上の人

公的年金に係る雑所得の金額 = (A) × (B) - (C)

公的年金等の収入金額 (A)	割合 (B)	控除額 (C)		
		「公的年金等に係る雑所得」以外の合計所得金額		
		1,000万円まで	1,000万円超 2,000万円	2,000万円超
～ 330万円未満	100%	-110万円	-100万円	-90万円
330万円以上～ 410万円未満	75%	-27万5千円	-17万5千円	-7万5千円
410万円以上～ 770万円未満	85%	-68万5千円	-58万5千円	-48万5千円
770万円以上～1,000万円未満	95%	-145万5千円	-135万5千円	-125万5千円
1,000万円以上	100%	-195万5千円	-185万5千円	-175万5千円

● 65歳未満の人

公的年金に係る雑所得の金額 = (A) × (B) - (C)

公的年金等の収入金額 (A)	割合 (B)	控除額 (C)		
		「公的年金等に係る雑所得」以外の合計所得金額		
		1,000万円まで	1,000万円超 2,000万円	2,000万円超
～ 130万円未満	100%	-60万円	-50万円	-40万円
130万円以上～ 410万円未満	75%	-27万5千円	-17万5千円	-7万5千円
410万円以上～ 770万円未満	85%	-68万5千円	-58万5千円	-48万5千円
770万円以上～1,000万円未満	95%	-145万5千円	-135万5千円	-125万5千円
1,000万円以上	100%	-195万5千円	-185万5千円	-175万5千円